

第4章 施策の柱と具体的施策

以下の6つの柱について、国、県、市町村、民間団体等がそれぞれの取組を共有化し、連携して進めていきます。

I 就労・住居の確保等

課題等

- 満期出所予定者が社会復帰にあたり、「仕事」「住居」に不安を感じており、不安感を解消するため、これらの支援を強化していく必要があります。
- 刑務所出所者等の雇用拡大、協力雇用主の拡充に当たっては、企業側にその必要性を理解してもらう必要があるため、企業に対し、刑務所出所者等を取り巻く現況や協力雇用主に関することについて、周知活動を行っていく必要があります。
- 刑余者も対象となる「住宅確保要配慮者居住支援」に関する認知度は低く、「居住支援セミナー」を開催し、理解促進に努める必要があります。

1 就労の確保等

○県の取組	
就労が可能な生活困窮者や生活保護被保護者に対し、福祉事務所のケースワーカーや、自立相談支援機関等の支援員が、ハローワーク等関係機関との連携のもと、就労情報の提供やハローワークへの同行訪問など就労に向けた支援を行い、自立につなげます。	地域福祉推進課
生活困窮者に対し、自立相談支援機関の相談支援員や就労支援員が、個々の状況に応じた支援プランを作成し、就労等の支援につなげます。また、引きこもり状態であるなど社会との関わりに不安があり、すぐには一般的な就労が困難と思われる者に対して、対人関係の改善や生活習慣確立のための生活訓練、職業体験の実施など、就労準備として個々の課題に応じた基礎能力の形成に向けた支援を行い、自立につなげます。	地域福祉推進課
犯罪をした者等や家族が抱える住居や就労の場の確保などの課題を多機関で連携して対応し、地域での見守りやきめ細やかな相談対応の体制を確保できるよう、市町村における包括的な支援体制整備を支援します。	地域福祉推進課


○県の取組	
<p>農業者と障がい者施設との農作業のマッチング支援を行う「農福連携」を推進し、障がい者の就労機会の確保に取り組むとともに、農福連携の一層の推進を図るため、農業や福祉、法務、労働関係者で構成された東北地域農福連携推進連絡会において情報共有を図り、関係機関と連携した支援を行います。</p>	障がい福祉課

<取組の紹介> 【農福連携推進事業の取組】

県では、農業者の高齢化や担い手不足という課題を抱える農業分野と、障がい者の就労機会の拡大などの課題を抱える福祉分野とが連携することで、それぞれの課題解決を図ることを目的に、農業者と障がい者施設との農作業のマッチング支援を行う「農福連携」の推進に取り組んでいます。

また、農福連携の一層の推進を図るため、農業や福祉、法務、労働関係者で構成された東北地域農福連携推進連絡会において情報共有を図り、関係機関と連携した支援を行います。

■農福連携による大豆畑の除草



○県の取組	
<p>生活に困窮した離職者や求職者の相談に対応し、生活・就労支援を実施する「山形県求職者総合支援センター」及び若者の就職や職場定着等を支援する「山形県若者就職支援センター」を運営しています。また、山形県求職者総合支援センター及び山形県若者就職支援センターの両機関とハローワークが連携してワンストップで生活支援から職業紹介まで総合的に支援する「トータル・ジョブサポート」を県内4地区に設置しています。</p>	雇用・産業人材育成課
<p>建設工事の競争入札参加資格審査において、協力事業主として登録したうえで「保護観察所における事業所見学会・職場体験講習の受入」や「保護観察又は更生緊急保護対象者の雇用」を行った場合に山形県独自に評価点を付与し、保護観察者等の雇用を促進します。</p>	建設企画課
<p>服役中の暴力団離脱希望者に面会し、離脱意志の確認及び就労支援の希望等に関する聴取を行い、保護対策等の必要な支援を行います。</p>	警察本部 組織犯罪対策課

○県の取組	
就労支援希望の暴力団離脱者に対し、山形県暴力追放運動推進センター及び就労支援団体等と連携した就労支援を行います。	警察本部 組織犯罪対策課
○国の取組	
刑務所出所者等の雇用機会確保に資する取組として、対象となる者を雇用し、適当な技能や生活習慣等の体得に向けた指導・助言を行った協力雇用主に対し、奨励金を支給します。支給に当たっては要件を精査し、適期かつ確実な事務に当たります。	山形保護観察所
山形県商工会議所連合会や山形労働局、ハローワーク山形、山形刑務所、山形県就労支援事業者機構との連携のもと、「刑務所出所者等就労支援推進協議会」を開催し、地域の広範な業界団体・企業の出所者等への就労支援に対する理解を深め、幅広い業種における就労の受け皿確保に向けた取組を推進します。	山形保護観察所
社会復帰後の就労に向けた職業訓練を実施するとともに、矯正施設に協力雇用主を招へいし、受刑者に事業内容や雇用形態を説明する就労支援説明会を実施するなど、関係機関と連携した就労支援を推進します。	山形刑務所

○国の取組

刑務所や少年院の出所者等の就労の確保に向け、「コレワーク東北」（矯正就労支援情報センター）では、事業主に対する雇用情報の提供や採用手続の支援、各種支援制度の案内等、事業主と出所者等をつなぐ取組を進めています。

東北矯正管区




<取組の紹介> 【矯正就労支援情報センター室（コレワーク東北）の就労支援】

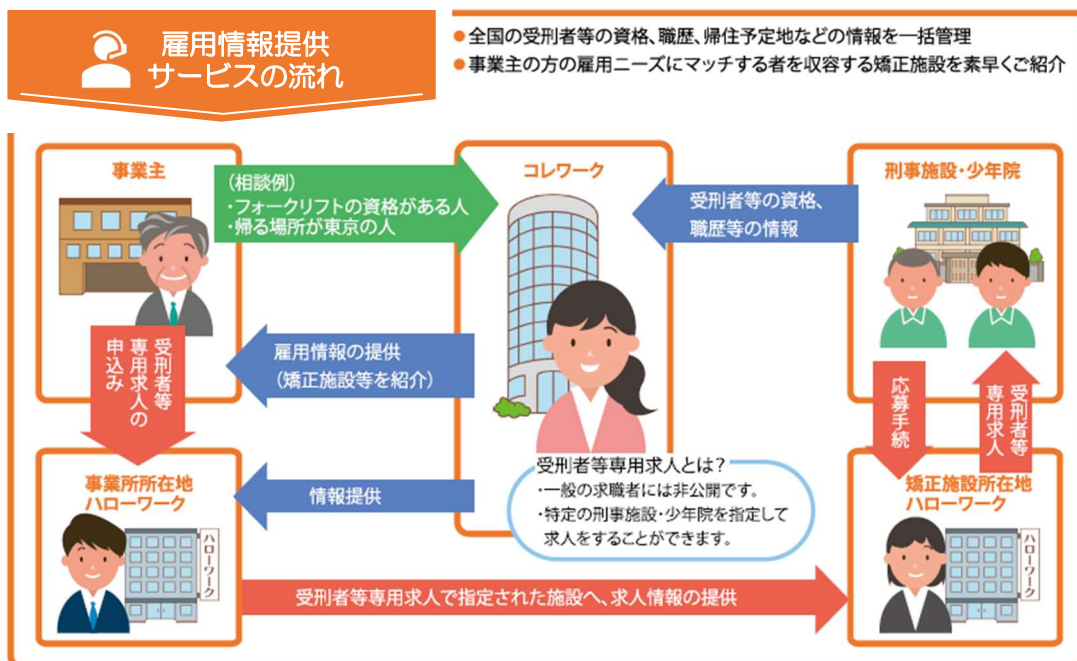
全国の刑務所入所受刑者のうち、無職者の再入者は、有職者に比べて約3倍高くなっているなど、仕事の有無が再犯・再非行の防止に大きく影響しています。

コレワークでは、刑務所や少年院を出て地域社会に戻る人たちの就労の確保に向け、彼らを受け入れていただく事業主と受刑者等をつないでいけるよう次のような取組を行っています。



【コレワークの主なサービス】

 雇用情報提供サービス	 採用手続支援サービス	 就労支援相談窓口サービス
<ul style="list-style-type: none"> ○全国の受刑者・少年院在院者の資格、職歴、帰住予定地などの情報を一括管理 ○事業主の方の雇用ニーズにマッチする者を収容する矯正施設を紹介 	<ul style="list-style-type: none"> ○求人に応募した者に係る採用手続に必要な情報を提供 ○採用面接の日程調整等に係る矯正施設との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業主の方に対する各種支援制度をご案内 ○事業主の方に対する矯正施設見学会、矯正展、職業訓練見学会をご案内



【お問い合わせ先】


東北矯正管区 矯正就労支援情報センター室（コレワーク東北）
 電話 0120-29-5089
 メール corrework-tohoku@i.moj.go.jp



○民間団体の取組	
刑務所出所者等を雇用する企業や団体等に対し、その雇用を維持・促進するため、作業着等の準備・購入等に関する支援、入職時に必要となる健康診断の実施に係る支援などを行います。	山形県就労支援事業者機構
刑務所出所者等に対する就労支援の一環として、企業側の理解促進に向けた取組のほか、保護観察所と連携し、協力雇用主の登録数拡大に向けた取組を行います。	山形県就労支援事業者機構
ハローワークや協力雇用主を活用した就労支援、関係機関と連携した農業や林業分野への就労の開拓を推進します。	羽陽和光会

2 住居の確保等

○県の取組	
離職等により住宅を失った又は失うおそれのある生活困窮者に対し、住居確保給付金を一定期間支給し、安定した居住環境の確保を支援します。	地域福祉推進課
矯正施設からの出所者等住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅の登録件数を拡大します。また、住宅確保要配慮者に対し賃貸住宅への入居に係る情報提供・相談、見守りなどの生活支援を行う居住支援法人や福祉機関と連携したセーフティネット住宅への円滑な入居に向けた取組を推進します。	建築住宅課
犯罪をした者等や家族が抱える住居や就労の場の確保などの課題を多機関で連携して対応し、地域での見守りやきめ細やかな相談対応の体制を確保できるよう、市町村における包括的な支援体制整備を支援します。（再掲）	地域福祉推進課
○国の取組	
更生保護法人及びその他関係団体と連携し、親族等のもとに帰住できない者の中間的・一時的住居の確保に努めるとともに、中間的住居等の退所後も安定した生活基盤を維持できるよう、助言・指導、調整などの支援を行います。	山形保護観察所
居住支援法人と更生保護関係団体との間の連携体制構築及び強化、住宅確保要配慮者、とりわけ保護観察対象者等の円滑な住居確保に向けた取組を推進するため、協議会を設置し、運営します。	山形保護観察所

○民間団体の取組	
<p>帰住先のない矯正施設等から出所した者に対して、保護観察所の委託を受けて、宿泊場所や食事を提供するとともに、就職指導や社会適応のための生活指導を行うことにより、円滑な社会復帰を支援します。</p> <p style="text-align: center;">■食事の提供</p> 	羽陽和光会
<p>社会復帰のために施設を退所した後も、必要に応じて訪問などのフォローアップを継続して行うことにより、地域への定着を支援します。</p>	羽陽和光会
<p>矯正施設等から出所した者は、生活の場としての住まいの確保が重要です。賃貸住宅等の住まい探しの支援や、身元保証や債務保証に関する支援も行っています。賃貸住宅等に入居後も定期的な訪問や連絡をするなど、「つながる見守りサービス」を提供します。</p>	山形県地域包括支援センター等協議会

<取組の紹介> 【一般社団法人山形県地域包括支援センター等協議会における関係機関と連携した取組】

令和6年3月に、山形県から「住宅確保要配慮者居住支援法人」の指定を受け、同年4月から業務を開始しています。相談エリアは、現在山形市のみ限定しています。

民間住宅の確保等が困難な「刑余者」「障がい者」「生活困窮者」「高齢者」「外国人」などの方に対し、住まい探しの支援や、入居後も「つながる見守りサービス」を提供しています。

円滑な居住支援を行うには、多くの関係機関との連携が不可欠です。例えば、刑余者の住まい探しの場合は、山形保護観察所や、更生保護法人羽陽和光会、地域定着支援センターなどと緊密な連携が必要です。また、精神障がい者からの相談も多く、精神科の主治医や精神保健福祉士、障害者相談支援センター、地域生活支援センター、訪問看護事業所等などの多くの機関との繋がりが重要です。

加えて、親族との関係が薄く、緊急連絡先や身元引受人がいない方も多いため、行政や社会福祉協議会との緊密な関わりや、居住支援に対して理解のある身元保証会社、不動産会社と連携しています。



II 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

課題等

- 高齢者の再入率が高い傾向にあることや、また知的障がいのある受刑者の再犯に至るまでの期間が短いことを踏まえ、高齢や障がいがあるなど福祉的なケアが必要な方に対して、矯正施設入所中から福祉サービス利用等に係る調整を行い、適切な福祉サービスの提供を受けられるよう、地域社会への復帰に向けたソフトランディングさせる仕組み作りが必要です。
- 薬物事犯者は、犯罪をした者等であると同時に薬物依存症の患者である場合も多く、薬物依存症からの回復に向け、対象者の特性に合わせた治療や支援を継続的に行う必要があります。

1 高齢者又は障がいのある者等への支援等

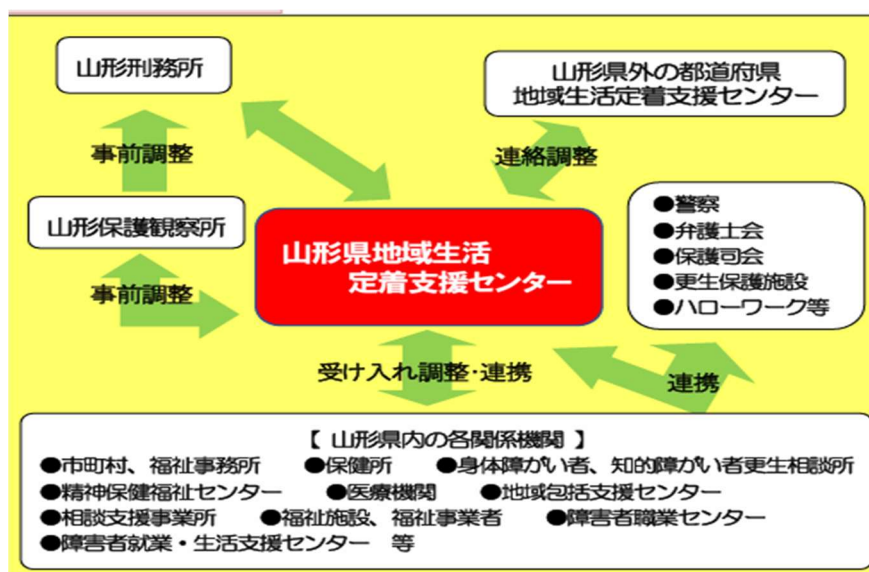
○ 県の取組

山形県地域生活定着支援センターは、矯正施設（刑務所等）から退所又は釈放され、福祉の支援を必要とする高齢者や障がい者が地域社会に復帰するため、福祉サービス利用の「橋渡し」を行い、安心・安全に地域生活を送れるよう支援を行います。

地域福祉推進課
（山形県地域生活定着支援センター）

<取組の紹介> 【定着支援センターによる関係機関と連携した支援】

山形県地域生活定着支援センターでは、県の委託を受け、高齢または障がいにより福祉的な支援を必要とする罪に問われた人等に対し、矯正施設（刑務所等）から退所後、または刑事手続きの入口段階にある人が釈放された後、直ちに、福祉サービス等を利用することができるよう社会復帰を支援しています。



○県の取組	
県内の民生委員全員を対象とした研修会を通して、犯罪をした者等の支援に関する情報提供を行い、相談できる環境の整備を推進します。	地域福祉推進課
経済的な理由により必要な医療を受ける機会を制限されないよう、無料または低額な料金で診療を受けることができる「無料低額診療事業」を実施する医療機関について、県のホームページの掲載や生活困窮者相談窓口等でのパンフレットの配布により、積極的に周知します。	地域福祉推進課
地域包括支援センター職員の資質向上に向けて、新任者や現任者に対する研修会等を実施します。	高齢者支援課
認知症高齢者、精神障がい者及び知的障がい者等、必要な人が成年後見制度を利用できるような環境をつくるため、市町村職員等を対象とした研修会の開催や関係団体との協議会の開催等を実施し、市町村の成年後見制度利用促進に係る取組を支援します。	高齢者支援課
高齢社会の現状や、高齢者の生きがいづくりや支え合い活動等の必要性を学ぶための講座の開催、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）向けの研修を開催します。	高齢者支援課
県内各保健所において、医療の継続や地域での生活継続に支援が必要な精神障がい者やその家族からの相談に応じ、関係機関（保護観察所、医療機関、市町村、障がい福祉サービス事業所等）へつなぐなどの支援を行います。	障がい福祉課
多様で複合的な課題を有する生活困窮者に対し、支援の入口である相談支援において、就労、傷病、障がい、住居、家計など相談者の抱える様々な課題を把握したうえで、状況に応じて住居確保給付金・就労準備支援・家計改善支援・子どもの学習生活支援等のほか、高齢者・障がい者・児童等各支援機関との連携やその他社会資源の活用等により包括的な支援を行います。	地域福祉推進課
生活保護被保護者に対し、福祉事務所のケースワーカーが定期的な訪問調査等により生活状況や課題等の把握を行い、利用可能な福祉サービスや支援制度、社会資源の活用等について助言・指導を行うことで、自立や生活の安定に向けた支援を行います。	地域福祉推進課

○国の取組	
<p>刑事施設に収容されている高齢又は障害を有する者で、適当な帰住予定地のない者が釈放された後、必要な福祉サービスを受けられるよう、関係機関と連携し調整します。</p>	山形刑務所
<p>高齢又は知的、発達上及び精神上の障がいにより自立した生活が困難な者に対して、認知機能及び身体機能の維持・向上、対人スキルの付与、精神障がいからの回復又は軽減などを目的として、脳トレーニングや軽運動等心身の健康の増進につながる指導を行います。</p>	山形刑務所
<p>矯正施設入所中の者のうち、高齢又は障がいがあり出所後に適当な帰住先が確保されていない者を対象に、その希望に基づき、出所後の円滑な福祉サービス利用に向けた調整（「特別調整」）を山形県地域生活定着支援センター等と連携して行います。</p>	山形保護観察所
○民間団体の取組	
<p>「福祉のまちづくり」である地域福祉を推進するため、相談支援やボランティア等の地域福祉活動のコーディネート、地域住民の交流・社会参加を目的とする「ふれあい・いきいきサロン」等の居場所づくり、低所得者への貸付、福祉サービスの利用援助等を行い、高齢者又は障がい者等を含め地域住民が住み慣れたまちで安心して生活することのできるよう支援を行います。</p>	山形県社会福祉協議会
<p>民生委員・児童委員の活動において、常に住民の立場に立ち、様々な生活課題を抱える地域住民に寄り添い、相談援助活動を行います。</p>	山形県民生委員児童委員協議会
<p>民生委員・児童委員の活動において、高齢者世帯、障がい者世帯、低所得者世帯などの生活困窮者世帯、ひきこもりの支援や矯正施設出所者等への支援など見守り活動を行い、孤立防止や、必要に応じた福祉制度へのつなぎ役としての役割を担います。</p>	山形県民生委員児童委員協議会

■ 民生委員・児童委員による活動強化週間のPR活動



○民間団体の取組	
<p>会員施設における知的障がいのある矯正施設出所者等の受入を促進するため、職員の研修会参加促進等による理解の深化に努めます。山形県地域生活定着支援センター等の関係機関との連携を図っていきます。</p>	山形県知的障害者福祉協会
<p>行政や病院、他の福祉関係者と連携を図り、個別支援計画を作成し、入所者の状況に応じた適切な支援を実施するとともに、生活の基盤を整え、矯正施設出所者等が地域で再び生活するための支援を行います。</p>	山形県救護施設連絡協議会
<p>罪を犯した者が孤独や孤立、居場所がないなどのために再び罪を犯すことのないよう、地域で高齢者が主体的に行っている老人クラブの「生活を豊かにする活動」と「地域を豊かにする社会活動」のなかで、見守り寄り添うなどの支援活動を行います。</p>	山形県老人クラブ連合会
<p>医療措置や手続きのため、医療機関・福祉機関等への同行支援及び関係機関との連絡・調整を実施するなど、必要に応じた支援を行います。</p>	羽陽和光会
<p>福祉施設等の利用者の権利を守るため、電話や来所による権利擁護に関する相談を受け、関係機関等へつなぐ相談援助を行います。</p>	山形県社会福祉士会

2 薬物等依存の問題を抱える者への支援等

○県の取組	
<p>薬物に関する相談窓口を県内各保健所の医薬事担当に設置し、薬物乱用に関する困りごとについて相談に応じ、相談者が必要な支援を受けられるよう関係機関と連携を図ります。</p>	健康福祉企画課
<p>県内各保健所の精神保健福祉相談及び精神保健福祉センターにおいて、薬物等の依存症患者及びその家族からの相談に応じ、相談者が必要な支援を受けられるよう関係機関と連携を図ります。</p>	障がい福祉課
<p>依存症の相談拠点である精神保健福祉センターにおいて、精神科医や専門職による依存症相談会を実施します。</p>	障がい福祉課
<p>地域で依存症の専門医療を提供する医療機関を依存症専門医療機関として選定し、専門性の高い医療の提供と相談機関や民間団体と連携した依存症患者への支援の取組を推進します。</p>	障がい福祉課

○国の取組	
薬物事犯で保護観察となった者に対し、認知行動療法をベースとした「薬物再乱用防止プログラム」や任意の簡易薬物検出検査を実施するほか、必要に応じ、自助グループや精神科医療機関等につなげるよう努め、薬物依存症からの回復と再発の防止（再使用の防止）を図ります。また、地域支援連絡会議を開催し、回復支援のネットワークを強化します。	山形保護観察所
薬物依存の認識及び薬物使用の問題を理解させたうえで、断薬への動機づけを促進するとともに、カウンセラーや民間団体（ダルク等のミーティング）の協力を得ながら、再使用に至らないための知識及びスキルを習得させるための指導を行います。	山形刑務所
○民間団体の取組	
医療機関や関係機関と連携し、施設利用者が共同生活をしながらグループミーティング等を行う「回復プログラム」を実践するとともに、依存者等に対する通院調整等の治療サポートを行い、利用者の薬物等依存からの脱却による社会復帰を支援します。	NPO 法人 Comfy
矯正施設等入所中又は、保護観察中の薬物事犯者に対し、薬物依存離脱指導（ミーティング）や個別面談等により、出所後円滑に社会生活を送るための助言等を行うとともに、医療機関との連携による薬物乱用防止プログラムを実施します。	NPO 法人 Comfy
薬物問題を抱える本人や家族の相談対応や家族等に対する支援を実施するとともに、薬物依存の改善に関する医療や援助が適切に確保されるよう地域の援助機関として、医療機関や関係機関、民間支援団体との連携を進めます。	NPO 法人 Comfy
薬物乱用防止に向け、学校や関係機関等で講演を行うなどにより、普及啓発に取り組みます。	NPO 法人 Comfy
依存からの脱却を図るため、医療機関への同行支援、ダルクへの参加、保護観察所が行う薬物再乱用防止プログラムの活用を実施します。	羽陽和光会

■薬物依存離脱プログラム（NPO 法人 Comfy）



Ⅲ 学校等と連携した修学支援・非行防止等

課題等

- 再入者の高校進学率が低い傾向にあることなどから、学齢期に関しては通学復帰を目指した取組を行い、適切な学習機会の提供が重要です。
- 児童生徒の問題行動を早期に発見し、非行を未然に防止するためには、学校や地域の様々な関係団体による非行未然防止の取組を一層充実させていく必要があります。
- SNSを介した犯罪被害や若年層への薬物の広がりなど、多様化・複雑化した課題に対応した普及啓発を行っていく必要があります。

1 学校等と連携した修学支援の実施等

○県の取組	
小・中学校及び義務教育学校の生徒指導担当教員を対象とした、いじめ・不登校防止連絡協議会を各教育事務所で年2回開催し、専門的な知見を持つ講師等による講演や演習、協議等を通して、教員の指導力向上や授業改善等を図ります。	義務教育課
不登校の未然防止を目的とする「発達支持的生徒指導」や「生徒指導の実践上の視点」を踏まえた取組を行い、不登校の新規数の抑制や早期発見・早期対応による不登校児童生徒数の減少に努めます。	義務教育課

<取組の紹介>【いじめ・不登校未然防止推進事業】

4つの教育事務所で小・中学校及び義務教育学校の生徒指導担当教員を対象とした「いじめ・不登校防止連絡協議会」を年2回開催し、専門的な知見を持つ講師等による講演や演習、協議等を通して、教員の指導力向上や授業改善等を図っています。各教育事務所で、いじめ・不登校の未然防止についての地区の課題等に応じた内容で協議会を実施しています。

置賜地区の研修では「“チーム学校”としていじめに向き合うために～いじめを重大事態化させない初期対応について～」の演題で講演・協議を行いました。神田外語大学の嶋崎先生の豊富な経験に基づいた事例を交えながらの講話と協議を通して、リスクマネジメントやクライシスマネジメント、再発防止のためのナレッジマネジメントについて理解を深めました。

このような各地区の協議会に参加した教員が、所属校で研修の内容や学んだことを報告・共有することにより、各学校のいじめ・不登校の未然防止を推進しています。



○県の取組	
問題行動や不登校、児童虐待への対応及び未然防止等に向け、警察や児童相談所、市町村の福祉部局等と連携を強化し、迅速な相談や対応を行い、一人ひとりに応じた指導・支援による児童生徒の健全育成を推進します。	高校教育課
高等学校等を中途退学した生徒に対して、「高等学校等修学支援金」等の授業料支援制度に基づき、その学び直しを支援します。	高等教育政策・学事 文書課 教育政策課
○民間団体の取組	
山形保護観察所の委託を受け、青少年の保護観察対象者に対し、生活習慣の改善及び食生活の改善、各学校との連携による通学支援や学習支援等の活動を通してその更生を支援します。	東北青少年 自立援助センター 蔵王いこいの里

2 学校等と連携した非行防止の実施等

○県の取組	
「いじめ・非行をなくそう」や「やまがた県民運動」や「大人が変われば子どもも変わる」県民運動において各種啓発活動を実施するとともに、各種団体・事業所等が集まるセミナーや会議等を開催し、青少年の非行防止に向けた機運醸成と環境整備を推進していきます。	多様性・女性若者 活躍課

＜取組の紹介＞【青少年健全育成関連の県民運動への取組】

山形県では、青少年健全育成に向け、「いじめ・非行をなくそう」やまがた県民運動」と「大人が変われば子どもも変わる」県民運動の2つの県民運動を展開しています。

「いじめ・非行をなくそう」やまがた県民運動では、毎年いじめ・非行防止に関する標語とポスターデザインを募集し、優秀作品を表彰しています。また、いじめ・非行防止セミナーやインターネット研修会のほか、青少年健全育成に関わる業界団体との環境づくり懇談会を開催しています。

「大人が変われば子どもも変わる」県民運動では、こどもたちが心身とも健やかで、人間性豊かに成長するために、あいさつ見守り活動やモラル・マナーの向上運動等を推進しています。

■いじめ・非行防止ポスター



■環境づくり懇談会



○県の取組

<p>県内全中学校及び小学校6校にスクールカウンセラーを配置することで相談体制の充実を図り、問題行動等の未然防止や早期発見、初期対応を的確に行っていきます。</p>	<p>義務教育課</p>
<p>県内4教育事務所に青少年指導担当とエリアスクールソーシャルワーカーを配置し、各学校等の要請に応じて、非行防止に関する助言や、問題行動等の未然防止に関する講演等を実施します。</p>	<p>義務教育課</p>
<p>各教育事務所、県教育センター、義務教育課の担当による生徒指導担当指導主事会議に、オブザーバーとして県警察本部の担当者を招き、非行防止等について協議を行うなど、連携を進めます。</p>	<p>義務教育課</p>

○県の取組	
<p>児童生徒の育成に関わる関係部署や警察等により構成される青少年健全育成月例懇談会などを通して、生徒指導上の諸課題及び対応等に係る情報を関係機関と共有し、共通理解のもとで、指導していきます。</p>	<p>義務教育課 高校教育課</p>
<p>「山形県いじめ防止基本方針」に基づいて、いじめ問題等に適切に対応し、ネットモラル教育を推進するなど、生徒が良好な人間関係を構築し、安心して学校生活を過ごすことができるようにします。</p>	<p>高校教育課</p>
<p>退学する生徒に対し、その後の非行を未然に防止するため、高等学校卒業程度認定試験や就職・就労等に関する情報提供を行います。</p>	<p>高校教育課</p>
<p>過去に非行少年として関わりがあり、周囲の環境や自身の問題を抱え、再び非行に走りかねない可能性があるとして認められる少年を対象として、保護者からの同意のもと、継続的な指導や助言などにより、少年の立ち直りを支援します。</p>	<p>警察本部 人身安全少年課</p>
○国の取組	
<p>山形少年鑑別支所に併設している「やまがた法務少年支援センター」では、非行・犯罪の防止に関する課題や、思春期の子どもたちや青年期の方たちの行動理解等に関する知識・ノウハウを活用して、以下のような依頼に対応します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非行・犯罪行為、親子関係、職場や学校などでのトラブル、交友関係の悩みなどの相談 ・非行・犯罪の防止に関する専門的な知識や技術を活用して、対象者の心理的な理解や指導に役立てていくよう、関係機関との事例検討会の実施や参加 ・関係機関等に対する非行や子育ての問題についての研修・講演や、児童・生徒の年齢等に合わせて、少年事件の手続の流れを理解し、非行・犯罪（薬物乱用、暴力、万引き等）を防止するための法教育（出前授業を含む）の実施 ・相談内容に応じ、性格検査や適性検査など適当な各種心理検査の実施や、性非行防止プログラムや暴力防止プログラムなどを用いた非行・犯罪行為を防止するための働きかけの実施 	<p>仙台少年鑑別所 山形少年鑑別支所</p>

<取組の紹介>【非行及び犯罪の防止に関する援助】

山形少年鑑別支所に併設した「やまがた法務少年支援センター」では、非行・犯罪やそれらにつながる可能性のある問題行動を防止するため、本人や家族、教職員などの支援者からの相談に対応しています。

例えば、思春期・青年期の方たちの行動理解等に関する知識・ノウハウを活用し、問題行動の背景や心理メカニズムを見立て、支援方針を助言することや、そのために必要な心理検査の実施、問題行動を繰り返さないためのワークブックの実施等の支援を行っています。

(ご相談の流れの一例)



(ワークブックの例)



○民間団体の取組

子どもの登下校時の見守り活動、手作り紙芝居の展示、絵本の読み聞かせ活動などを通じ、子どもたちの様子や反応、地域の実情などを直接把握・確認しながら青少年の非行防止、健全育成に向けた取組を進めます。併せて、学校等と連携し、長期休暇期間中の夜間巡回指導などに当たります。

山形県更生保護
女性連盟

■山形県更生保護女性連盟による見守り活動



○民間団体の取組

非行防止活動を行う青年ボランティア団体として、非行少年等さまざまな立場の少年に「兄」や「姉」のような立場で接し、一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむことを通じて、少年の立ち直りや自立を支援します。

山形県 BBS 連盟

IV 犯罪をした者等の特性等に応じた効果的な指導の実施等

課題等

- 令和6年(2024年)に県内で検挙された刑法犯1,319人のうち、凶悪犯(殺人、強盗等)は17人、粗暴犯(暴行、傷害、脅迫、恐喝等)は465人、窃盗犯は586人、知能犯(詐欺、横領等)は84人、風俗犯(わいせつ罪等)は56人、その他(住居侵入、器物損壊等)が111人でした。前年と比べると、粗暴犯の割合が減少する一方で、風俗犯の割合が増加しています。
- 犯罪をした者等に対しては、罪種ごとに認められる特徴や対象者の特性(性犯罪やストーカー・DV加害者、女性等)に応じた効果的な指導等を行うことが重要であります。
- 起訴猶予、執行猶予等を受けた者のうち、福祉的支援等を必要とする者に対し、福祉的支援を受けていくための協議・調整等を、関係機関と連携して行う必要があります。

1 特性に応じた効果的な指導の実施等

○県の取組	
発達障がい者支援センターにおいて、発達障がいの理解促進及び支援体制の構築・強化を図るため、関係機関の職員を対象とした研修会等を行います。	障がい福祉課
服役中の暴力団離脱希望者に面会し、離脱意志の確認及び就労支援の希望等に関する聴取を行い、保護対策等の必要な支援を行います。(再掲)	警察本部 組織犯罪対策課
就労支援希望の暴力団離脱者に対し、山形県暴力追放運動推進センター及び就労支援団体等と連携した就労支援を行います。(再掲)	警察本部 組織犯罪対策課
性犯罪者の再犯を防ぐため、出所情報に基づき、警察本部と帰住予定地を管轄する警察署による出所者の所在確認等を実施しています。所在確認においては、警察官が対象者の同意を得た上で、定期的に自宅を訪問するなど直接面接する方法により、対象者の自制心、更生意欲の向上を促しています。	警察本部 人身安全少年課

○県の取組

ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく禁止命令等の措置を講じた加害者に対し、警察官による連絡を行うことにより、近況や被害者への執着の程度等を把握し、加害行為の再発防止を図っています。また、ストーカー行為者等に対して、警察が医療機関等と連携し、同機関でのカウンセリングや治療につなげる取組を行っています。

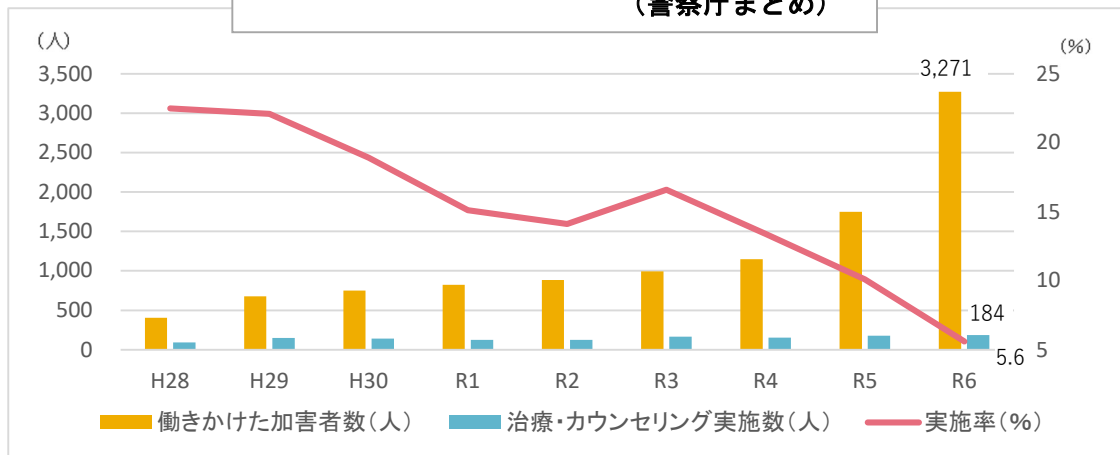
警察本部
人身安全少年課

<取組の紹介>【ストーカーの再発防止に向けた取組】

ストーカーの再発防止に向けた取組として、本県警察では、ストーカーの加害者に対して精神的治療の有効性を説明し、精神科医のカウンセリングや受診を勧めています。この取組は、平成28年から開始され、ストーカーの加害者に精神科医の受診等を促すものです。

また、加害行為の再発防止を図るため、電話や面談により、ストーカー規制法に基づく禁止命令を受けた加害者の近況等を把握する取組を行っています。この取組は、令和6年5月から開始され、電話や面談などでストーカー加害者の近況を確認することにより、再発防止に向けた助言や指導を行っています。

ストーカー加害者への治療などの働きかけ状況
(警察庁まとめ)

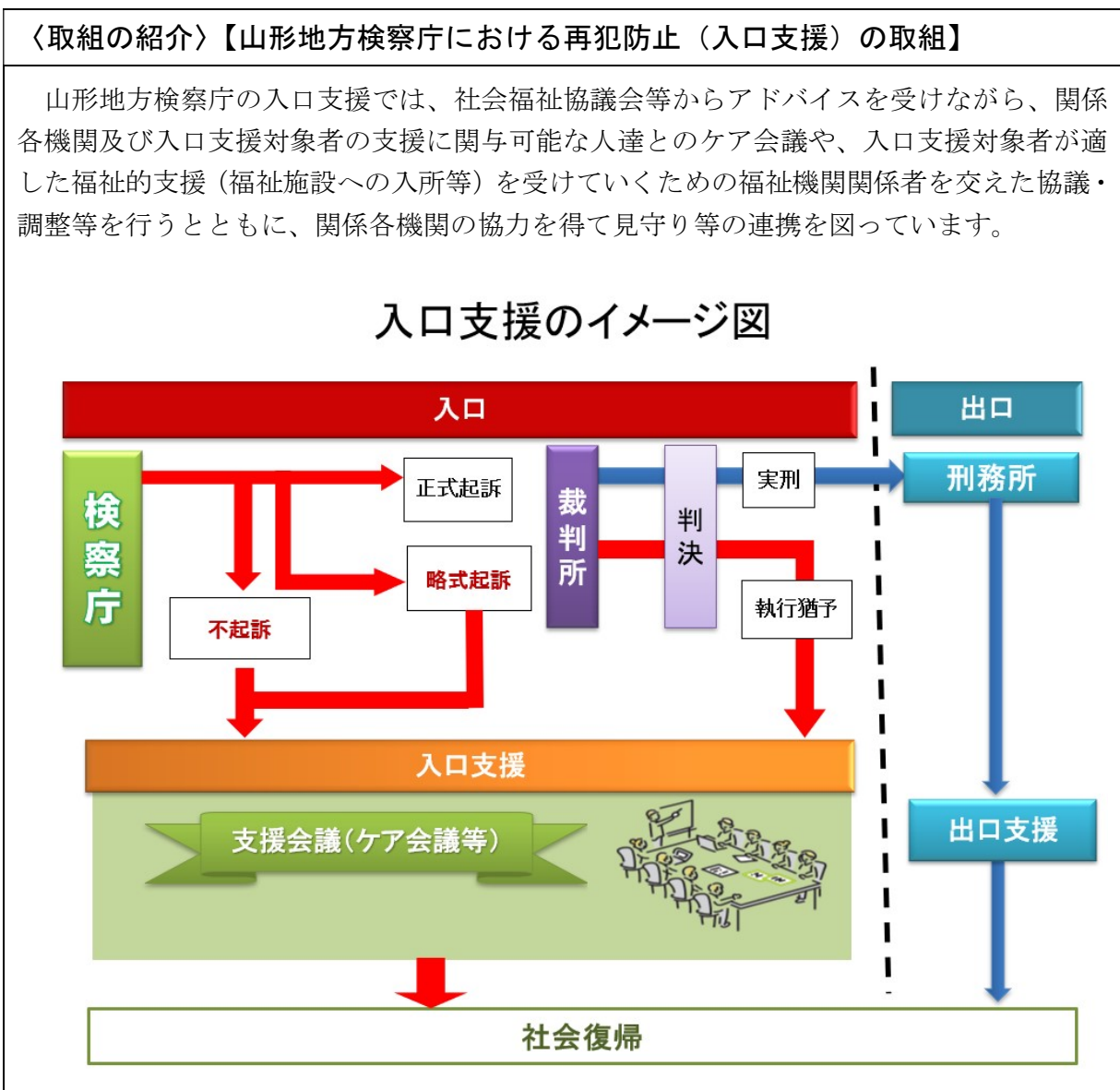


○国の取組	
対象となる者に対し、認知行動療法をベースとした専門的処遇プログラムを受講させ、本人自身が自己の問題性を認識し、主体的に再発（再犯）防止に取り組んでいけるような知識と意識のかん養を目指します。	山形保護観察所
犯罪者に寄り添った更生保護を目指し、心情等聴取・伝達制度のほか、被害者等通知制度を被害者担当保護観察官、同担当保護司が連携のうえ運用し、被害者等に保護観察対象者の現況に関する事項等を適切な時期に通知します。また、必要な者に対しては、「しょく罪指導プログラム」を実施し、被害者等の心情や立場を考えさせ、しょく罪意識のかん養を図ります。	山形保護観察所
性犯罪、生命や身体に重大な被害を与えた犯罪、交通犯罪、アルコールを原因とした犯罪など、犯罪の原因ごとに、改善が必要な者及び社会復帰に支障があると認められる者に対し、計画表に基づき、小集団を編成し、期間を定めて改善指導を実施します。	山形刑務所

2 刑事司法手続きや地域帰住等の段階に応じた切れ目のない支援

○県の取組	
山形県地域生活定着支援センターは、矯正施設（刑務所等）から退所又は釈放され、福祉の支援を必要とする高齢や障がいのある方が地域社会に復帰するため、福祉サービス利用の「橋渡し」を行い、安心・安全に地域生活を送れるよう支援を行います。（再掲）	地域福祉推進課 （県地域生活定着支援センター）
入口支援となる被疑者等支援において、県弁護士会、山形地方検察庁、山形保護観察所、県地域生活定着支援センター及び県による5者協議を年2回実施し、刑事司法手続きや地域帰住等の段階における支援について、情報共有を行っています。	地域福祉推進課
犯罪をした者等や家族が抱える住居や就労の場の確保などの課題を多機関で連携して対応し、地域での見守りやきめ細やかな相談対応の体制を確保できるよう、市町村における包括的な支援体制整備を支援します。（再掲）	地域福祉推進課
○国の取組	
矯正施設出所後の住居や就業先などの帰住環境を調査し、改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境を整える「生活環境調整」を行います。また、「保護観察」を通じ、仮釈放・仮退院した者や保護観察処分を付された者が健全な社会の一員として更生できるよう支援を行います。	山形保護観察所

○国の取組	
刑務所出所後の円滑な社会復帰を支援するため、受刑者の適性や健康状態、生活環境等に応じて、在所中、関係機関と連携し、必要な医療や福祉サービスの利用に向けた手続き等の支援を行います。	山形刑務所
不起訴処分や罰金刑等の処分を受けた者のうち、家族等の適切な監督者もなく、更生のための生活指導や見守り、福祉的支援等を希望する者に対し、関係機関や支援機関等と連携し、「入口支援」を行います。	山形地方検察庁



○民間団体の取組	
<p>事案の個別性を慎重に判断したうえで、刑務所等を出所したものの、家族のもとに帰る旅費がない場合などは、一時的な生活費の援助等を行います。</p>	<p>山形県更生保護 事業協会</p>
<p>罪を犯した人が社会に戻ったときの生活環境の安定を目指し、刑事事件の弁護活動の一環として、公的な福祉制度につなげるなどの活動を行います。</p>	<p>山形県弁護士会</p>
<p>個々の刑事事件を担当する弁護人の候補者の裁判所への推薦（国選弁護人の場合）や、弁護人の紹介（私選弁護人の場合）を行います。</p>	<p>山形県弁護士会</p>

V 社会的な孤独・孤立を防ぐための相談体制の構築、民間協力者の活動の促進と県民理解の深化

課題等

- 矯正施設からの出所者は、地域における社会生活において、孤独・孤立の状態に陥ることがあることから、犯罪をした者が抱える様々な課題に対応するため、相談者に寄り添った対応を心がける必要があります。
- 保護司等の高齢化が進んでいることや、保護司を始めとする民間ボランティアが減少傾向となっていることなどを踏まえ、再犯の防止等の活動について県民の関心と理解が深まるよう一層充実した広報・啓発活動を進める必要があります。

1 複合的な課題を抱える者への相談体制の構築

○県の取組	
矯正施設から出所した者等は、出所後の社会生活において、様々な生きづらさを抱えている場合が多く、再犯を防止し、その立ち直りを支えるためには、犯罪をした者が抱える個別の課題に対応する必要があります。そのため、相談支援を行う電話相談窓口を新たに開設し、相談者に寄り添った対応を心がけます。	地域福祉推進課
つらいときや誰かに頼りたいときに相談できる相談窓口や支援団体を検索でき、関係者が地域・分野のつながりを情報発信することができる「やまがたつながりポータルサイト」の運営を行います。	地域福祉推進課

〈取組の紹介〉【孤独・孤立対策に向けた取組】

幅広い関係者の連携・協働のもとオール山形で社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図るため、官民連携のプラットフォームである「やまがたつながり支えあいネットワーク」を令和7年4月に設立しました。

また、孤独・孤立対策の取組みの一つとして、人生のあらゆる段階において何人にも生じえる孤独・孤立の状態に対し、つらいときや誰かに頼りたいときに相談できる相談窓口や支援団体を検索でき、関係者が地域・分野のつながりを情報発信するポータルサイト「やまがたつながりポータルサイト」を令和7年12月に開設しています。

悩みを抱えた人が相談窓口

■やまがたつながりポータルサイト

につながりやすくなるよう、また、支援団体間のつながりの創出の一助となるよう、本ポータルサイトを通じて、孤独・孤立という課題の解消に向けて、取り組んでいます。



○県の取組

生活困窮者自立支援制度における相談内容は、社会的な孤独・孤立の課題を抱えた場合が多く、その問題は個別ケースごとに対応が異なるなど複雑化し、対応が困難なケースが多いことから、自立相談支援機関は、人材養成のための研修を実施します。

地域福祉推進課

○国の取組

孤独・孤立対策推進法に基づき、ほかの機関と連携して広く孤独・孤立防止対策に当たるほか、現に孤独・孤立状態にある人に対しても同様に必要な機関と連携して支援に当たります。

山形保護観察所

○民間団体の取組

再犯防止・更生の責任は、国にあるのであって、家族にあるものではありません。犯罪によって精神的・経済的・社会的に様々な被害を受けている犯罪加害者家族の立ち直りを支援するために、国は、社会的に必要とされる援助システムを作る必要があります、これら援助システムによって被害が回復されてはじめて、家族は犯罪者の更生や再犯防止に寄与することができるようになります。このような犯罪加害者家族の被害の回復のために、「犯罪加害者家族支援センター」を設立して、弁護士による支援を行います。

山形県弁護士会

○民間団体の取組

社会的孤立や生活困窮等で将来に対する不安感を抱えた方が増加している中で、市町村社会福祉協議会では、住民の様々な相談（困りごと）を受け止める場所として、心配ごと相談事業を実施しています。また、各種福祉関係機関と連携し、個別に福祉支援が必要なケースの場合は、専門の支援機関につなぎ、迅速に福祉サービスの利用につながるよう支援します。

山形県社会福祉協議会

〈取組の紹介〉【心配ごと相談をはじめとする福祉相談体制の充実】

社会的孤立や生活困窮などで将来に対する不安感を抱えた方が増加している中で、市町村社会福祉協議会では、住民の様々な相談（困りごと）を受け止める場として、心配ごと相談事業を実施しています。

相談員、職員による福祉相談のほか、専門家による法律相談や行政相談等にも対応しており（専門相談の種類や相談日、開催頻度は各市町村によって異なります。専門相談は予約制の場合があります。）、介護や生活困窮、相続、債務に関する相談等、住民の様々な心配ごとに対して無料で相談に応じています。

また、各種福祉関係機関と連携していることから、複合的な課題を抱える者等個別に福祉支援が必要なケースについては、専門の支援機関につなぎ、迅速に福祉サービスの利用につながるよう支援しています。

山形県社会福祉協議会は、相談事業に従事する相談員や職員を対象に相談員スキルアップ研修会を開催し、個々の相談援助技術の向上に取り組んでいます。

■相談員スキルアップ研修会



○民間団体の取組

社会的孤立の人にも対応できるように、相談体制の充実を図るため、民生委員・児童委員の研修会を実施します。

山形県民生委員児童委員協議会

2 ボランティア等民間協力者の活動への支援

○県の取組

長年にわたり犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に貢献し、その功績が顕著な保護司への表彰や更生保護事業功労者への知事感謝状の贈呈を行うなど、保護司等が意欲・やりがいを持って取り組む環境づくりを行います。

地域福祉推進課

■山形県更生保護大会での知事感謝状の贈呈



○県の取組

更生保護事業活動の充実に向けて、県内の更生保護関係者が一堂に会して開催される山形県更生保護大会への支援を行います。

地域福祉推進課

県内の防犯ボランティア等を対象とした講習会を開催するなど犯罪の抑止及び未然防止のための地域における自主防犯活動を促進します。

消費生活・地域安全課

○国の取組

山形県更生保護事業協会及び山形県保護司会連合会と連携し、保護司等を対象とした研修会などを企画、催行し、更生保護関係者が犯罪予防活動を行うために必要となる各種情報の収集及び提供に当たります。

山形保護観察所

○国の取組	
山形県保護司会連合会と連携し、持続可能な保護司制度の確立に向けた取組を進めます。	山形保護観察所
○民間団体の取組	
更生保護関係団体や支援を必要とする個人等を対象に、更生保護事業法に基づく地域連携・助成事業及び通所・訪問型保護事業に基づく助成、保護を行うことで、地域における犯罪・非行予防活動を推進します。	山形県更生保護事業協会
保護司活動の充実、ひいては誰一人取り残さない社会の実現に向け、保護観察所及びその他更生保護関係団体並びに地方公共団体等と連携し、保護司活動の環境整備、官民協働態勢の構築強化、社会に対する保護司・保護司制度の広報・啓発等に取り組みます。	山形県保護司会連合会
地域における更生保護活動の拠点である県内 11 か所の「更生保護サポートセンター」運営に係る助成事業を適期的確に実施し、犯罪予防、地域とのネットワーク態勢構築に当たります。	山形県保護司会連合会
山形保護観察所と連携し、持続可能な保護司制度の確立に向け、「保護司セミナー」を積極的に開催し、保護司適任者確保に向けた取組を進めます。同セミナーにおいて、保護司活動の実際や更生保護の意義を広く周知するとともに、保護観察対象者等の更生に向けて努力する姿に触れることで、保護観察対象者等に対する偏見の除去に努めます。	山形県保護司会連合会
非行防止活動を行う青年ボランティア団体として、非行少年等さまざまな立場の少年に「兄」や「姉」のような立場で接し、一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむことを通じて、少年の立ち直りや自立を支援します。（再掲）	山形県 BBS 連盟
民生委員・児童委員は、それぞれの地域において、自らも地域住民の一員として、必要に応じた福祉制度へのつなぎ役としての役割を担います。	山形県民生委員児童委員協議会

3 広報・啓発活動の推進

○国の取組

「再犯防止・地域創生」ワークショップと題し、刑務所の職員と参加者が小グループとなり再犯防止についてのアイデアを出し合う対話型のワークショップを実施し、県民への理解の促進に努めます。

山形刑務所

〈取組の紹介〉【山形刑務所における「再犯防止×地域創生」ワークショップ】

山形刑務所では、刑務所出所者等の地域生活定着に向けた矯正施設等と矯正施設のある自治体等における支援体制の充実化を図るため、再犯防止にも、地域創生にも資する取組をとともに検討する、ワークショップ型の施設参観を実施します。

自治体等の職員や、地域にお住まいの方に山形刑務所に来所いただき、施設見学を実施した後、参加者と施設職員を交えた小グループによる討議を行います。

討議では、参加者からの質疑に職員が回答するほか、矯正施設と地域の協働により再犯防止や地域の活性化に資する取組のアイデアを出し合い発表します。

施設から参加者という一方向の参観ではなく、対話することにより、矯正施設と地域の相互理解を促進し、矯正施設と地域が一体として再犯防止に取り組む意識強化の一助となることを目指します。



○県・国・民間団体の取組

犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くため、国・県・市町村・民間団体等の関係機関が連携し、「社会を明るくする運動」を推進します。

県・国・民間団体

7月を「再犯防止啓発月間」として「社会を明るくする運動」と連動し、再犯防止等に係る理解の促進に向けた取組を進めます。

県・国・民間団体

〈取組の紹介〉【社会を明るくする運動の推進の取組】

「社会を明るくする運動」はすべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くことを目的とし、昭和25年から開始された全国展開の運動です。

年間を通して行っていますが、特に7月を強調月間として、より重点的に行っております。山形県内においても、強調月間期間中は県内11の地区保護司会が地方自治体や更生保護女性会といった民間の更生保護ボランティア団体と協力しながら、街頭や児童・生徒通学時の広報活動のほか、各種催事等の実施など工夫しながら運動を推進しています。

また、強調月間以外でも、小学生（高学年）や中学生を対象とした作文コンテストや、小学生（低学年）及び幼稚園児を対象とした塗り絵コンテストを開催しています。

活動のシンボルカラーは黄色、マスコットキャラクターは「ホゴちゃん・サラちゃん」の更生ペンギンです。マスコットキャラクターがデザインされたTシャツや黄色い羽根を身に付け、黄色ののぼり旗のもと、活動している姿を見かけた方は、社会を明るくする運動への御協力を、是非よろしくお願いします。

■「社会を明るくする運動」オープニングセレモニー



VI 国・市町村・民間団体等と連携した取組の推進

課題等

- 地域における関係者が連携して支援する取組が効果をあげている事例もあり、取組をさらに拡大していく必要があります。
- 具体的な支援については、市町村が行う各種行政サービスを通じて行われることが多いと考えられることから、市町村や地域の関係者が連携して取り組む必要があります。

1 国・市町村・民間団体等との連携強化

○県の取組	
県や国の法務関係機関、民間の更生保護団体、福祉関係団体等で構成する山形県再犯防止推進協議会の開催により、再犯防止等の推進に係る必要な事項や課題を共有し、今後の施策等を協議することで、関係機関が連携して再犯防止に取り組みます。	地域福祉推進課
オール山形で社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図っていくため、令和7年4月に官民連携のプラットフォーム「やまがたつながり支えあいネットワーク」を設立しました。多くの団体から本ネットワークに参画してもらえよう孤独・孤立対策に係る啓発等及び関係団体の連携強化に取り組みます。	地域福祉推進課
県内4地域に、山形県地域生活定着支援センターを中心とした、山形保護観察所、市町村、福祉事務所等と「地域生活定着支援ネットワーク」を構築し、地域における支援者の拡大を図るとともに、高齢や障がいにより支援を必要とする矯正施設出所者等を円滑に福祉サービス等につなげます。	地域福祉推進課 (山形県地域生活定着支援センター)
○国の取組	
警察、暴力追放運動推進センター、矯正施設との連携を基礎とし、暴力団関係者に対する暴力団離脱に向けた働き掛けを強化します。	山形保護観察所
年1回、山形刑務所において、農福連携事業所等を参集し意見交換会を実施し、刑務所等出所者等の支援や雇用への理解の促進に努めます。	山形刑務所
○県・国・民間団体の取組	
犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くため、国・県・市町村・民間団体等の関係機関が連携し、「社会を明るくする運動」を推進します。(再掲)	県・国・民間団体

○民間団体の取組	
更生保護関係団体として、保護観察所やその他の機関と連携し、対象となる者に対する助言等を行うほか、「矯正施設釈放前教育（受刑者が釈放後の生活等について知り、学ぶ機会）」への協力、「ふれあい食事会（更生保護施設入所者を対象とした食事会）」、「更生保護施設訪問」の企画・実施を通じ、長く社会で健全な生活を維持するための支援に当たります。	山形県更生保護 女性連盟
仙台少年鑑別所（山形少年鑑別支所）の視察委員を委嘱され、少年鑑別所の視察、面接、少年からの書面確認、施設長からの情報提供などを通じて、施設運営の実態を把握することで、少年の更生に向けた援助を行います。	山形県民生委員 児童委員協議会

2 市町村や地域における取組の促進

○県の取組	
市町村に対し、山形県再犯防止推進協議会へオブザーバーとして参加を呼びかけるなどにより、市町村における地方再犯防止推進計画の策定及び地域での再犯防止の取組を促進します。	地域福祉推進課
犯罪をした者等や家族が抱える住居や就労の場の確保などの課題を多機関で連携して対応し、地域での見守りやきめ細やかな相談対応の体制を確保できるよう、市町村における包括的な支援体制整備を支援します。（再掲）	地域福祉推進課
関係機関との連携および地域における支援ネットワークの構築を図るため、山形県地域生活定着支援センターを中心に、県内4地域において、市町村や地域の医療・福祉等にかかわる支援者に対し、事例に基づく支援内容等に関する研修会を開催するなど、地域全体の支援スキル向上に取り組んでいます。	地域福祉推進課 （山形県地域生活 定着支援センタ ー）

■山形県地域生活定着支援センターによるネットワーク会議

